

Tax & Legal Services Newsletter

Vol. January 2015

法人でないパートナーシップに対する税務上の取り扱いの変更

タイ国歳入法改正法No. 39により、2015年1月1日以降、法人でないパートナーシップ (non-juristic partnership) および人的団体の利益配分に対する個人所得税の免除が廃止されました。その結果、法人でないパートナーシップ等が受け取る所得に対しては、パートナーシップ/人的団体とそのパートナー/個人の二段階で課税されることとなります。また、当改正法は、法人でないパートナーシップについて、共同事業を行うことに合意した二人以上の個人と定義し、普通パートナーシップと区別しています。

加えて、歳入局長通達 (所得税) No. 249は、法人でないパートナーシップおよび人的団体に対して会計帳簿もしくは収益/費用報告書を以下のとおり作成することを求めています。

- 歳入局長通達に添付されている様式に規定される情報とともに、帳簿/報告書には、期首および期末の残高、期中の収入および支出を記載しなければならない。
- 会計帳簿/報告書はタイ語で記載しなければならない (外国語で作成される場合には、タイ語訳を付けなければならない)。
- 会計帳簿/報告書は、年次申告書提出時に管轄の歳入局に提出しなければならない。

当該通達は、2015年1月1日以降に提出される申告書に適用されます。

観光事業者に支払われる費用の二重控除

タイ国政府はタイ国内観光事業を促進するために以下の規定を公表しました。

- 勅令No. 580は、2014年12月31日から2015年12月31日までの期間に、法人もしくは法人の形態を採るパートナーシップがその従業員のセミナー/研修のために支払ったセミナー会場の賃料、宿泊費、交通費およびその他の費用、もしくは当該セミナー/研修のためにツアーおよびガイド事業を規制する法律に基づくツアー事業者に支払った費用について、法人所得税の計算上、これらの費用の200%の控除 (二重控除) を認めています。
- 財務省省令No. 305は、2014年12月16日から2015年12月31日までの期間に、個人がツアーおよびガイド事業を規制する法律に基づくツアー事業者のサービスに対して支払った費用、もしくはホテル事業を規制する法律に基づくホテル事業を営む者に支払った宿泊費について、個人所得税の計算上、15,000バーツを上限として控除することを認めています。
- 歳入局長通達 (所得税) No. 250は、財務省省令に基づく費用控除の適格要件を定めています。例えば、納税者はその個人的な旅行費用の支払者でなければならず、また、納税者はその氏名、支払額、支払日などが記載されたツアー事業者もしくはホテル事業者への支払証明書を提示しなければなりません。

BOIの新たな投資奨励戦略と特別経済開発区への優遇措置

タイ国投資委員会 (BOI) は、2015年1月1日以降の全申請者に適用される「7ヵ年投資奨励戦略 (2015 - 2021)」を承認しました。

新政略下での優先事業は、ローカル資源を開発および活用する活動に加え、デジタル経済の発展を支える先端技術事業、創造的事業およびサービス事業となっています。従来のゾーン制度は廃止されまし

た。適格事業は二つの主要グループに分けられ、グループAの事業には法人所得税の免除が与えられ、グループBの事業には非税務特典のみが与えられます。

またBOIは、特別開発開発区への恩典に関する方針を承認しました。特定の事業に対して付与される基本的恩典に加え、BOIは5つの県（ターク県、トラート県、サケオ県、ソクラー県、ムクダーハン県）の特別経済開発区への投資プロジェクトを奨励します。当該開発区での適格プロジェクトに対しては、3年間の法人所得税の免除期間が追加されます。

中小企業に適用される法人所得税率の引き下げ

タイ国内閣は、直前事業年度末の払込済み資本金額が5百万バーツを超えず、かつ当該事業年度の売上金額が30百万バーツを超えない法人もしくは法人格を持つパートナーシップに適用される法人所得税率の引き下げを承認しました。当該措置は、2015年1月1日以降に開始する事業年度に適用され、適用される法人所得税率は以下のとおりです。

課税所得金額 (THB)	現行税率	新規税率
0 – 300,000	0%	0%
> 300,000 – 1,000,000	15%	15%
> 1,000,000 – 3,000,000	20%	
> 3,000,000 -		20%

保証および抵当に関する法律の改正

民商法典 No. 20 (B.E.2557) に規定される保証および抵当に関する条文が改正され、2015年2月12日から適用されます。新たな規定では第三者の保証人/抵当権設定者をより保護する内容となっています。改正後の規定では、金融機関や貸金業者が法律で認められた保証人/抵当権設定者の権利を放棄したり、保証人/抵当権設定者に主要債務者としての債務を負わせる契約を締結することを禁止しており、また保証人/抵当権設定者に対する債権者の義務も定めています。

新たな規定では、保証人が債務者と共同で債務を負う、もしくは共同債務者となることを規定した契約は無効になります。第三者の負債を保証するために資産が抵当に入っている場合、抵当権設定者の債務は当該資産の価値が限度となります。すなわち、抵当権設定者はローン締結時の資産価値を超過する額について債務を負いません。債務期限後、抵当権設定者はいかなる法的手続きをも経ずに抵当権者に書面で担保資産の処分指示を通知する権利を有します。抵当権者は、抵当権設定者からの通知を受領してから1年以内にオークションで担保資産を売却しなければなりません。

(注) 本日本語訳は、在タイ日系企業様への情報提供を目的に便宜的に仮訳したものです。正式な内容については、以下に記載されております原文（タイ語）をご参照ください。

<http://www2.deloitte.com/th/en/pages/tax/articles/tax-newsletters.html>

日系企業サービスグループにつきまして

日系企業特有のニーズに対応するため設立された専門業務グループ、Japanese Services Group (JSG) は、35年以上の歴史と実績をもつ、トーマツを中核としたグローバルネットワークです。トーマツからの駐在員を含む日本語に堪能なバイリンガルのプロフェッショナル約850名を全世界の主要拠点に配置し、日本の文化や習慣を十分理解しながら、デロイトのグローバルネットワークが有する豊富な経験と専門知識を世界各地の日系企業に提供しています。現在、バンコク事務所には日本人8名が常駐しております。

バンコク事務所の日系企業サービスグループの連絡先は以下のとおりです。

鈴木 基之	宮下 淳	中島 雄一朗	藍原 滋	中西 康智
日本国公認会計士	日本国公認会計士	日本国公認会計士	日本国税理士	
パートナー	シニアマネージャー	マネージャー	ダイレクター	マネージャー
Tel: 02-676-5700 Ext. 5085	Ext. 13228	Ext. 13399	Ext. 11676	Ext. 13531

Business Tax & Indirect Tax

Anthony Visate Loh
+66 (0) 2676 5700 ext 5022
aloh@deloitte.com

Legal Services

Cameron McCullough
+66 (0) 2676 5700 ext 5015
camccullough@deloitte.com

**Business Tax (Japanese Services Group)
& Indirect Tax**

Darika Soponawat
+66 (0) 26765700 ext 12784
dsoponawat@deloitte.com

Transfer Pricing & Business Tax

Dr. Kancharat Thaidamri
+66 (0) 26765700 ext 11205
ktthaidamri@deloitte.com

**Business Tax (Business Model
Optimization)**

Korneeka Koonachoak
+66 (0) 2676 5700 ext 5023
kkoonachoak@deloitte.com

Global Employer Services

Mark Kuratana
+66 (0) 2676 5700 ext 11385
mkuratana@deloitte.com

**Transfer Pricing & Customs
Services**

Stuart Simons
+66 (0) 2676 5700 ext 5021
ssimons@deloitte.com

Business Tax (M&A) & FSI

Wanna Suteerapornchai
+66 (0) 2676 5700 ext 10691
wsuteerapornchai@deloitte.com

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee, and its network of member firms, each of which is a legally separate and independent entity. Please see www.deloitte.com/th/about for a detailed description of the legal structure of Deloitte Touche Tohmatsu Limited and its member firms.

Deloitte provides audit, tax, consulting, and financial advisory services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in more than 150 countries, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte has in the region of 210,000 professionals, all committed to becoming the standard of excellence.

This publication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively, the "Deloitte Network") is, by means of this publication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this publication.

© 2015 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd.